(別表) 人的控除差の一覧表 (令和2年度まで)

	人的控除	本人の合計	所得金額	所得税	住民税	人的控制
基礎	控除	38万円	33万円	5万円		
配偶者控除	配偶者の年齢が 70歳未満	900万円以下		38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下		26万円	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	2万円
	配偶者の年齢が 70歳以上	900万円以下		48万円	38万円	10万円
		900万円超 950万円以下		32万円	26万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下		16万円	13万円	3万円
	配偶者合計所得が 38万円超 40万円未満	900万円以下		38万円	33万円	5万円
配		900万円超 950万円以下		26万円	22万円	4万円
偶		950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	2万円
配偶者特別控除	配偶者合計所得が 40万円以上 45万円未満	900万円以下		38万円	33万円	3万円
		900万円超 950万円以下		26万円	22万円	2万円
		950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	1万円
	一般扶養(16歳~18歳、23歳~69歳)			38万円	33万円	5万円
扶養	特定扶養(19歳~22歳)			63万円	45万円	18万円
扶養控除	老人扶養(70歳以上)		同居老親(*)	58万円	45万円	13万円
亦			その他	48万円	38万円	10万円
勤労	学生控除	27万円	26万円	1万円		
÷43	 		特別の寡婦(*)	35万円	30万円	5万円
寡婦控除			その他	27万円	26万円	1万円
寡夫	控除	27万円	26万円	1万円		
障害者控除(下記以外)				27万円	26万円	1万円
特別障害者控除(*)			同居	75万円	53万円	22万円
			その他	40万円	30万円	10万円

^(*) 各種控除の適用条件等につきましては、佐世保市ホームページにてご確認ください。

人的控除差は、基本的に(所得税の所得控除額)-(住民税の所得控除額)で計算されますが、<mark>赤字</mark>で記載されている部分は金額が異なりますのでご注意ください。

(別表) 人的控除差の一覧表 (令和3年度から)

	人的控除	本人の合計	所得金額	所得税	住民税	人的控制
		2,400万円以下		48万円	43万円	5万円
基礎控除		2,400万円超 2,450万円以下		32万円	29万円	5万円
		2,450万円超 2,500万円以下		16万円	15万円	5万円
配偶者控除	配偶者の年齢が 70歳未満	900万円以下		38万円	33万円	5万円
		900万円超 950万円以下		26万円	22万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	2万円
	配偶者の年齢が 70歳以上	900万円以下		48万円	38万円	10万円
		900万円超 950万円以下		32万円	26万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下		16万円	13万円	3万円
	配偶者合計所得が 48万円超 50万円未満	900万円以下		38万円	33万円	5万円
配		900万円超 950万円以下		26万円	22万円	4万円
者		950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	2万円
配偶者特別控除	配偶者合計所得が 50万円以上 55万円未満	900万円以下		38万円	33万円	3万円
		900万円超 950万円以下		26万円	22万円	2万円
		950万円超 1,000万円以下		13万円	11万円	1万円
	一般扶養(16歳~18歳、23歳~69歳)			38万円	33万円	5万円
扶養	特定扶養(19歳~22歳)			63万円	45万円	18万円
扶養控除	老人扶養(70歳以上)		同居老親(*)	58万円	45万円	13万円
175			その他	48万円	38万円	10万円
勤労学生控除					26万円	1万円
寡婦	控除	27万円	26万円	1万円		
ひとり親控除			女性 (母親)	35万円	30万円	5万円
			男性(父親)	35万円	30万円	1万円
障害	者控除(下記以外)	27万円	26万円	1万円		
特別障害者控除(*)			同居	75万円	53万円	22万円
			その他	40万円	30万円	10万円

^(*) 各種控除の適用条件等につきましては、佐世保市ホームページにてご確認ください。

人的控除差は、基本的に(所得税の所得控除額)-(住民税の所得控除額)で計算されますが、<mark>赤字</mark>で記載されている部分は金額が異なりますのでご注意ください。

合計所得金額が2,500万円を超える方は、調整控除は適用されません。